

蒲郡市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、蒲郡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項及び事業)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について、協議するとともに、連携計画に位置付けられた事業を実施する。

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること。

蒲郡市の公共交通政策の推進に関すること。

交通会議の運営方法に関すること。

法第1条の目的を達成するために必要な次に掲げる事項に関すること。

ア 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。

イ 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。

ウ 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

蒲郡市長及びその指名する市職員

一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者

市民又は利用者の代表者

国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

愛知県東三河建設事務所長又はその指名する者

愛知県蒲郡警察署長又はその指名する者

学識経験を有する者
愛知県の関係行政機関の職員
その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度末までとする。
ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(役員の定数及び選任)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

座長 1名

監事 2名

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長、座長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長、副会長、座長及び監事は、相互にその職を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 座長は、交通会議の議長となる。

4 監事は、交通会議の業務執行及び会計の状況を監査し、会長に報告する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、会長が招集する。

2 交通会議は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委任により代理人に権限の委任がある場合には、代理人を出席委員とみなす。

3 交通会議の議決は全会一致を原則とするが、これが困難な場合においては出席委員の4分の3以上をもって決することとする。

4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、

当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第 9 条 会長は、交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 10 条 会長は、第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 交通会議の事務局は、安全安心課に置くものとする。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 12 条 交通会議の運営に要する経費は、負担金等をもって充てる。

(収支予算)

第 13 条 交通会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し事業開始前に交通会議の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 15 条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。